

## 栃木県子ども総合科学館における飲食物販売に係る出店条件

栃木県子ども総合科学館（以下「科学館」という。）における飲食物販売に係る出店条件を以下のとおり定める。

### 1 出店場所

出店場所は、次のとおりとする。

栃木県子ども総合科学館（栃木県宇都宮市西川田町567）

屋外 2.5m×7m×4ヶ所=70.0m<sup>2</sup>

※「要項 施設情報 5 敷地図」参照

### 2 出店に関する条件

科学館において飲食物販売を行う者（以下「出店者」という。）は以下の条件を遵守すること。

#### (1) 営業形態

テイクアウト形式（キッチンカーでの営業も可能）

#### (2) 対象期間

ア 令和8(2026)年4月～6月

イ 令和8(2026)年7月～9月

ウ 令和8(2026)年10月～12月

エ 令和9(2027)年1月～3月

※ア～エごとに募集

※同じ期間に複数の希望があった場合は、抽選により事業者を決定

#### (3) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は科学館の開館日の午前9時30分から午後4時30分までの範囲内で、次の①と②を踏まえ、栃木県子ども総合科学館の指定管理者（以下、指定管理者）と出店者（グループの場合は代表者）の協議によって決定する。

① 土日祝日は原則営業することとし、最低3ヶ所以上出店すること。

② 学校長期休業期間はできる限り営業すること。

#### (4) 出店者の制限・禁止事項

① 出店場所を2(1)に定める以外の用途に供してはならない。

② 事業運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止する。

③ 科学館敷地内で利用者への過剰な販売勧誘は禁止する。また、第三者への利益誘導となる広告の掲示を禁止する。

④ 酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び指定管理者が不適当と判断したものを販売してはならない。

#### (5) 衛生管理

出店者は、衛生管理に十分な注意を払い、責任を持って対処すること。

#### (6) 出店場所の清掃

① 出店者は、営業を行った日毎に出店場所の清掃を行うこと。

- ② 出店者は、購入者用のごみ箱を設置し、その周辺の清掃を万全に行い、ごみ箱からごみが溢れることがないよう適切に維持管理を行うほか、ごみ処理は出店者の責任で適切に行うこと。

(8) 出店場所の修繕

出店者が出店場所の全部又は一部を滅失又は毀損し、修繕する場合、出店者（グループの場合は代表者）は事前に指定管理者と協議すること。

(9) 費用負担区分

出店者は、営業に係る全ての経費を負担すること。

- ① 光熱水費（電気・ガス・水道・下水道）
- ② 清掃費
- ③ ごみ・廃棄物処理費
- ④ 人件費
- ⑤ 材料費
- ⑥ 消耗品費
- ⑦ 軽微な修繕費
- ⑧ 備品及び什器等の保守管理・補充費
- ⑨ 通信費等
- ⑩ 公租公課費
- ⑪ 法令に基づく諸経費
- ⑫ その他営業上必要な経費

(10) 営業許可

出店者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可、その他法令が定める所管庁の許可を取得していること。

(11) 保険

出店者は、生産物賠償責任保険及び施設賠償責任保険並びに自動車保険（キッチンカーの場合、自動車賠償責任保険及び任意保険）等に加入すること。なお、事故等が発生した場合は、速やかに指定管理者へ報告すること。

(12) 法令等の遵守

出店者は、営業にあたり、関係法令、規則等を遵守すること。

(13) その他

- ① 搬入等に係る車両は、職員用駐車場又は指定管理者に指定された場所に駐車すること。（キッチンカーの場合は、出店場所に駐車すること）
- ② 指定管理者から以下の事項について要請があった場合は協力すること。
  - ア 電気設備点検及びその他の点検
  - イ 科学館の修繕・改修工事
  - ウ 科学館が実施する事業
  - エ 災害発生時や緊急時における指示
  - オ その他運営上必要な事項
- ③ 出店者は、感染症等の拡大防止に努めること。
- ④ この出店条件に定めるもののほか、指定管理者が意見等を求めた場合には、出店者

はそれに応じ協力すること。さらに、営業に際し必要な事項が生じた場合は、指定管理者と協議すること。

### 3 出店に係る契約の取消し等

次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は出店者（グループの場合は代表者）に対し、出店に係る契約を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは退去を求めることが出来る。

- (1) 販売に附した条件に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により、出店許可を受けた場合
- (3) 科学館に関する管理運営のためにやむを得ない必要が生じた場合
- (4) 科学館の保全又は利用に著しい支障が生じた場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、科学館の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

### 4 原状回復

- (1) 本事業に係る契約が終了するときは、出店者（グループの場合は代表者）は、自己の費用で、指定管理者が指定する期日までに出店場所を原状に回復しなければならない。
- (2) 出店者又は代表者が前号の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを行い、その費用を出店者に請求することができる。この場合、出店者はなんらの異議を申し立てることはできない。

### 5 損害賠償

- (1) 出店者は、使用者が販売した飲食物を飲食したことに起因し、食中毒又は感染症等の事故が発生した場合は、その被害者に対しその損害を賠償しなければならない。
- (2) 出店者は、故意または過失により、来館者に対し損害を与えた場合は、その被害者に対しその損害を賠償しなければならない。
- (3) 出店者は、その責に帰すべき理由により、出店場所の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による出店場所の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、出店場所を原状に回復した場合は、この限りでない。
- (4) 前号に定める場合のほか、出店者が故意又は過失により指定管理者に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

### 6 疑義の決定

本事業について疑義を生じたときは、指定管理者と出店者（グループの場合は代表者）が協議して定めること。